

平成22年1月7日

中央労働委員会事務局
第一部会担当審査総括室
室長 西野 幸雄
Tel 03-5403-2157
Fax 03-5403-2250

際コーポレーション不当労働行為再審査事件
(平成20年(不再)第47号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 諏訪康雄)は、平成22年1月6日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。
命令の概要等は、次のとおりです。

一 命令のポイント

一 タイムカードの手交及び未払い賃金に係る団交申入れを拒否したことが不当労働行為に当たるとされた事例一

会社が①団交申入れ後に会社を退職した組合員は「雇用する労働者」に当たらない、②組合員が組合を通じて紛争解決を求める意思を放棄しているので組合は「労働者の代表者」に当たらない、③組合が開催場所を会社と調整することなく団体交渉を求めること等は団体交渉権の濫用に当たる、等とした主張はいずれも団交拒否の正当な理由とはいえない。

I 当事者

会社：際コーポレーション株式会社【東京都目黒区】従業員1200人
組合：連合大阪ハートフルユニオン【大阪府中央区】組合員80人

II 事案の概要

- 1 本件は、組合が、会社に対し、組合員A及び同Bに関するタイムカードの手交及び未払賃金の支払を協議事項(以下「本件協議事項」とする)団体交渉を申し入れたところ(以下「本件団交申入れ」)、会社が同申入れを拒否したこと(以下「本件団交拒否」)について、組合が、会社の上記対応は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、20年2月27日、大阪府労働委員会に対し救済を申し立てた。
- 2 初審大阪府労委は、20年11月25日、本件団交拒否は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、会社に対し、本件協議事項に関し誠意をもって団交に応じることを命じる旨の命令(以下「初審命令」)を発し、同命令は、同月27日、当事者に交付された。
- 3 会社は、20年12月12日、初審命令が救済を命じた部分の取消し及び同部分に係る救済申立ての棄却を求める再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

- (1) 本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 【Aらは「雇用する労働者」(労働組合法第7条第2号)に当たる】

会社は、Aらは本件団交申入れの後に会社を退職したことにより「雇用する労働者」ではなくなった旨主張する。

しかし、本件団交申入れは未払賃金の支払等を協議事項とするものであるところ、本件のように、労働組合が組合員の退職前に未払賃金について団体交渉を申し入れた場合は、当事者間において当該未払賃金の金額、支払方法等について争いが継続している限り、当該組合員が退職したとしても、当該組合員の労働条件に関し未解決の問題が残されているというべきであるから、当該労働組合は、当該組合員の未払賃金について、「雇用する労働者」の労働条件等に関する事項とし

て団体交渉を求めることができるというべきである。これに反する会社の主張は採用できない。

(2) 【組合は「労働者の代表者」(労組法第7条第2号)に当たる】

Aらの組合加入書の写しによれば、Aらは、同書面の送信日として印字されている20年1月10日ころ、組合に対し組合に加入する意思を示し、同日ころ、組合に加入したものと認められる。

そして、本件協議事項がAらの未払賃金等に関するものであり、Aらが、本件団交拒否までに、組合を通じ未払賃金に関する紛争の解決を求める意思を放棄したと認めるに足りる証拠は見当たらないから、組合は、本件団交申入れに関し「労働者の代表者」(労組法第7条第2号)に当たる。

(3) 【本件協議事項は義務的団交事項に当たる】

本件協議事項は、労働条件の中核をなす賃金及びその重要な資料であるタイムカードの取扱いを内容とするものであるから、義務的団交事項に当たる。

会社は、Aらの未払賃金の問題は個別交渉になじむ事項であるなどと主張するが、団体交渉は、労働組合が独立した主体として、労働者に共通して問題となり得る事項又は個別の事項に関し、団体の団結権、争議権等を背景として労働条件の維持、改善を求める手段としての意義を有するものであり、協議事項について個別的な解決が可能か否かによってその意義が直ちに失われるものではないから、会社の上記主張は失当である。

(4) 【団体交渉を拒否する「正当な理由」(労組法第7条第2号)は認められない】

ア 団体交渉の開催場所に関する不服

団体交渉の開催場所は、交渉ルールの一つとして労使双方が団体交渉や事前協議等を通じて調整すべき事項であり、使用者が、労働組合の要求する団体交渉の開催場所に不満があるからといって、直ちに団体交渉そのものを拒否することは原則として許されないというべきである。

イ Aらに組合加入意思及び団体交渉委任意思がないとする不服

Aらの組合加入意思及び団体交渉委任意思に関する会社の主張には理由がない。

(5) 【救済について】

本件協議事項については、会社と組合との間で団体交渉が一度も行われていないから、大阪府労委が、会社に対し、タイムカードの手交及び未払賃金に係る事項に関し誠実に団体交渉に応じることを命じた初審命令は、これを維持するのが相当である。

Aは、本件団交申入れの後の20年10月ころ、会社の未払賃金に関する紛争の解決をC弁護士に委任したものと認められる。しかし、依頼者の委任に基づく弁護士の交渉権限は、団結権、争議権等を背景に労働条件の集団的な改善を求めることを本質とする労働組合の交渉権限と性質を異にするものであり、前者が後者を排斥し、あるいは前者が後者に優越すると解すべき法令上の根拠は見当たらない。したがって、Aが会社の未払賃金に関する紛争の解決をC弁護士に委任したからといって、組合の本件協議事項に関する固有の交渉権限が直ちに失われるものではない。

【参考】

初審救済申立日 平成20年2月27日 (大阪府労委平成20年(不)第9号)
初審命令交付日 平成20年11月27日
再審査申立日 平成20年12月12日